



ご自宅・空き家等の不動産でお悩みの方へ



空き家問題と 住まいの終活セミナー

～ 不動産を“負”動産にしないために～

2026年 10月17日(土)

参加費
無料

会 場

※各会場「先着 45 名様」

午前の部
南陽市

えくぼプラザ（大会議室）
10:00～12:00

午後の部
米沢市

アクティー米沢（2階 多目的室）
14:00～16:00

ご参加
特典

／米沢市会場／

住まいの
エンディングノート

※当日配布

どなたでもお気軽にご参加ください。

こんなお悩みはありませんか？

- ・ 空き家を売る？ 貸す？ 解体する？ どうするのが正解？
- ・ 実家が空き家になったけど、どうすればいい？
- ・ 親から家を相続したけど、使う予定がない……
- ・ 遠方に住んでいて、空き家の管理ができない
- ・ 空き家のことで誰に相談したらいいかわからない



ご予約はこちらまで



0238-27-1171

【受付時間】 8:30～18:00



ホームページで
ご予約はこちら



担当：ミナガワ建設 遠藤（えんどう）

空き家の「これから」を一緒に考えませんか？

主 催

山形県エリアマネージャー認定
株式会社ミナガワ建設

〒992-1202
山形県米沢市三沢1447

山形県知事許可(般-1)第500901号
宅地建物取引業 山形県知事(2)第2571号
東北地区不動産公正取引協議会加盟

後 援

米沢市、南陽市

このセミナーでわかること



01

空き家問題の
現状を知る

02

住まいの終活
4つのポイント

03

損害賠償請求も!?
本当に恐ろしい
空き家のリスク

04

必ず知っておくべき
空き家の法律とは

「まだ先の話」ではありません。

実家を相続、親が施設へ、住む人がいなくなる

空き家は、誰にでも起こり得る問題です。

ぜひお気軽にご参加ください。



講師



株式会社 L&F

執行役員

営業統括部 部長

小川晃彦

宅地建物取引士

大学卒業後マンションディベロッパーにて不動産売買に従事。

2007 年、大手賃貸仲介不動産会社に入社し、店舗マネージャーを務める。

2019 年より日本空き家サポート事業を運営する株式会社 L&F に入社。

現在は営業統括部長として空き家に関する様々なお悩みや問題解決に尽力するほか、空き家管理の担い手育成を担当する。

年間 300 件以上の空き家に関する個別相談を扱い、全国の現場を飛び回る空き家の専門家。

空き家資産の活用・流通を促進し、日本の空き家問題の解決と地域社会の発展に寄与することを目指す。

「その空き家、放置して大丈夫ですか？」

空き家の放置は、思っている以上にリスクがあります！

令和 5 年 12 月、空家等対策特別措置法が改正。

「管理不全空家」が新設され、特定空家になる前から行政の指導・勧告の対象となる場合があります。

空き家発生



管理不全空家

新設



特定空家



※画像は
イメージです。

放置すると、固定資産税の軽減措置が受けられなくなる場合も！



〒992-1202 山形県米沢市三沢1447

株式会社ミナガワ建設

山形県知事許可(般-1)第500901号 宅地建物取引業 山形県知事(2)第2571号 東北地区不動産公正取引協議会加盟

▼お問合せはこちら

TEL.0238-27-1171

FAX.0238-27-1172

▼ HP



▼ Instagram

